

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○土地改良区連合の解散による清算人の就任の届出.....(農業支援課)	15
○土地改良法による道営換地計画の変更決定(2件).....(農業施設管理課)	15
○知事権限に係る保安林の指定.....(治山課)	15
○知事権限に係る保安林の指定施設要件の変更の予定.....(治山課)	16
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課)	16

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	16
----------------------	----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	19
--------------------------------------	----

告 示

北海道告示第910号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第68条第2項及び第18条第16項の規定により、清算法人雨竜川土地改良区連合から、次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成17年12月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

就 任 年 月 日	氏 名	住 所
平成17.11.24	堀 田 輝 幸	雨竜郡沼田町字沼田484番地
同	高 鶴 光 雄	同 秩父別町1534番地の22
同	高 橋 雄 道	同 北竜町字三谷66番地の7
同	清 原 悟	深川市宇摩1575番地

北海道告示第911号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第5項の規定により、名寄市曙地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成17年12月13日から20日間、一般の縦

覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第912号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第5項の規定により、士別市つくも西地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成17年12月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第913号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年12月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 静内郡静内町字真歌29・31の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第914号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年12月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 上川郡新得町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第915号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年12月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道

2 道路の路線名及び区域

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
夕張岩見沢線	夕張市本町1丁目29番2地先から夕張市社光22番1地先まで		前	18.00mから23.00mまで	370.00m	—
			後	18.00mから23.00mまで	370.00m	—
	夕張市本町1丁目29番2地先から夕張市本町1丁目14番1地先まで		後	12.00mから23.00mまで	338.25m	—

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第7007号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月13日

北海道網走支庁長 猪 俣 茂 樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
- 工 事 名 道道紋別丸瀬布線 道路改良（金ハトンネル）工事
- 工 事 概 要 延長 L＝1,752m
- 幅員 W＝ 6.0m（車道）
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成21年3月20日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道紋別市
- (5) 分別解体等の実施の義務付け
- この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する一般土木工事の資格を有すること。
- (2) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(4) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあつてはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあつてはイの要件をすべて満たしていること。

ア 単体企業の要件

(ア) 2の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,020点以上であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を営んでいること。

(ウ) 過去20年間（昭和60年度以降）に、NATM工法による内空断面45平方メートル以上、延長700メートル以上で、かつ、吹付け断熱材による凍結対策を伴った道路トンネル工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

(オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(カ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 特定建設工事共同企業体の要件

(ア) 特定建設工事共同企業体は、アの(エ)及び(オ)の要件をすべて満たしていること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)から(3)、(4)のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の要件をすべて満たしていること。

ただし、代表者以外の構成員は、過去20年間（昭和60年度以降）に、NATM工法による内空断面45平方メートル以上、延長400メートル以上で、かつ、吹付け断熱材による凍結対策を伴った道路トンネル工事を元請として施工した実績を有すること。

また、構成員の数が3社の場合のアの(ウ)の要件は、2社以上が満たすこととする。

(ウ) 構成員の数は、2社又は3社であること。

(エ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

(オ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、アの(ア)の評定数値が構成員中最高であり、

かつ、出資比率が構成員中最大であること。

(カ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業、他の特定建設工事共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成17年12月13日から22日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道網走市北2条西3丁目 オホーツク・文化交流センターエコーホール（送付による場合は、郵便番号 093-8670 北海道網走市北7条西3丁目北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課）

(2) 入札日時 平成18年1月26日（木）午前10時（送付による場合は必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間

に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、特定建設工事共同企業体の場合にあっては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契 約 保 証 金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する特定建設工事共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その特定建設工事共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無
無

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目

北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道のホームページの中の「入札契約総合管理システム」（<http://www2.hoctec.or.jp/bidp/main/index.html>）からダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

必要とする。

11 予 定 価 格 等

(1) 予定価格 4,340,784,000円（消費税等を含む。）

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格
設定している。

(3) 入札の執行回数は1回とし、再度の入札は行わない。

(4) 最低価格の入札者は、入札終了後、速やかに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(5) 入札執行の際、入札者が1者以下の場合は、入札を中止する。

12 そ の 他

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が特定建設工事共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課

イ 所 在 地 郵便番号 093-8670 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0712

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

A . Subject matter of the contract : Constrution work of Hokkaido road Monbetsu Maruseppusen Rout Roadreformaion (Kinpachi-tunnel) Works (Length) 1,752m
B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., January 26, 2006
C . Contact point for the notice : Construction Contracts Division Planning and General Affairs Department Abashiri District Public Works Management
Office : Nishi 3-chome Kita 7-jo Abashiri-City Hokkaido, 093-8670 Japan.
Phone : 0152-41-0712

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第183号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成17年12月14日から施行する。

平成17年12月13日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表札幌方面千歳警察署の項中

駅 前			千歳市千代田町7丁目10番地の2	千歳市千代田町、栄町、清水町及び花園の1丁目から7丁目まで、幸町及び高台の1丁目から6丁目まで、錦町、稲穂、富丘及び幸福の1丁目から4丁目まで、末広及び清流の1丁目から8丁目まで、北栄1丁目及び2丁目、あづさ1丁目から3丁目まで、根志越の一部（千歳川以東を除く。）北信濃の一部（東9線以東）並びに都の一部（東9線以東の南26号以南）
新 富			同 信濃2丁目33番3号	同 新富1丁目から3丁目まで、信濃、富士、北陽及び長都駅前の1丁目から4丁目まで、桜木及び緑町の1丁目から5丁目まで、自由ヶ丘及び北光の1丁目から7丁目まで、北斗1丁目から6丁目まで、北信濃の一部（東9線以東を除く。）、都の一部（南26号以南の東9線以西）長都の一部（南26号以北を除く。）並びに上長都
				同 本町、東雲町及び春日町の1丁目から5丁目まで、朝日町1丁目から

本 町			同 本町4丁目7番地13	8丁目まで、大和及び真々地の1丁目から4丁目まで、桂木1丁目から6丁目まで、平和、真町、美々の一部（JR千歳線高架から以南）蘭越並びに泉沢の一部（道央自動車道以東）
住 吉			同 住吉1丁目13番地8号	同 住吉、豊里及び日の出の1丁目から5丁目まで、青葉1丁目から8丁目まで、旭ヶ丘1丁目から4丁目まで、梅ヶ丘、弥生、寿及び流通の1丁目から3丁目まで、東郊及び柏台南の1丁目及び2丁目、日の出丘、青葉丘、柏台、駒里、祝梅、根志越の一部（千歳川以東。ただし、通称中央長都を除く。）並びに美々の一部（JR千歳線高架から以北）
向 陽 台			同 里美2丁目17番1	同 若草、里美及び柏陽の1丁目から5丁目まで、白樺1丁目から6丁目まで、福住1丁目から4丁目まで、文京1丁目から3丁目まで並びに泉沢（道央自動車道以東を除く。）

を「

駅 前			千歳市千代田町7丁目101番地の19	千歳市千代田町、栄町、清水町及び花園の1丁目から7丁目まで、幸町及び高台の1丁目から6丁目まで、錦町、稲穂、富丘及び幸福の1丁目から4丁目まで、末広及び清流の1丁目から8丁目まで、北栄1丁目及び2丁目、あづさ1丁目から3丁目まで、根志越の一部（千歳川以東を除く。）、北信濃の一部（東9線以東）並びに都の一部（東9線以東の南26号以南）
新 富			同 信濃2丁目33番3号	同 新富1丁目から3丁目まで、信濃、富士、北陽及び長都駅前の1丁目から4丁目まで、桜木及び緑町の1丁目から5丁目まで、自由ヶ丘及び北光の1丁目から7丁目まで、北斗1丁目から6丁目まで、勇舞1丁目から8丁目まで、北信濃の一部（東9線以東を除く。）、都の一部（南26号以南の東

				9線以西）、長都の一部（南26号以北を除く。）並びに上長都				同 恵み野 西1丁目23番 6	で、恵み野南1丁目から南4丁目まで、恵み野北1丁目から北6丁目まで、中島町1丁目から6丁目まで及び南島松の一部（通称恵み野地区）	
本 町			同 本町4 丁目7番地の 13	同 本町、東雲町及び春日町の1丁目から5丁目まで、朝日町1丁目から8丁目まで、大和及び真々地の1丁目から4丁目まで、桂木1丁目から6丁目まで、新星1丁目及び2丁目、平和、真町、美々の一部（JR千歳線高架から以南）、蘭越並びに泉沢の一部（道央自動車道以東）			島 松	同 島松本 町16番地	同 島松寿町1丁目から2丁目まで、島松本町、島松仲町、島松東町、島松旭町、西島松、下島松の一部（南17号以南）、中島松の一部（西4線以西の南17号以南）及び南島松の一部（西4線以西の南21号以北）	
住 吉			同 住吉1 丁目8番11号	同 住吉、豊里及び日の出の1丁目から5丁目まで、青葉1丁目から8丁目まで、旭ヶ丘1丁目から4丁目まで、梅ヶ丘、弥生、寿及び流通の1丁目から3丁目まで、東郊及び柏台南の1丁目及び2丁目、日の出丘、青葉丘、柏台、駒里、祝梅、根志越の一部（千歳川以東。ただし、通称中央長都を除く。並びに美々の一部（JR千歳線高架から以北）				恵庭市有明町 5丁目1番7 号	恵庭市北柏木町1丁目から5丁目まで（2丁目欠）、福住町1丁目から3丁目まで、柏陽町及び黄金北の1丁目から4丁目まで（2丁目欠）、美咲野、駒場町及び有明町の1丁目から6丁目まで、住吉町、和光町、桜町、大町、白樺町及び文京町の1丁目から4丁目まで、緑町1丁目及び2丁目、相生町、末広町、栄恵町、泉町、京町、漁町、新町、本町、黄金町、柏木町、恵央町、幸町、牧場、戸磯、恵南、島松沢、桜森並びに盤尻	
向 陽 台			同 里美2 丁目17番地の 1	同 若草、里美及び柏陽の1丁目から5丁目まで、白樺1丁目から6丁目まで、福住1丁目から4丁目まで、文京1丁目から6丁目まで並びに泉沢（道央自動車道以東を除く。）				同 恵み野 西1丁目23番 6	同 恵み野東1丁目から7丁目まで、恵み野西1丁目から6丁目まで、恵み野南1丁目から4丁目まで、恵み野北1丁目から7丁目まで、中島町1丁目から6丁目まで及び南島松の一部（通称恵み野地区）	
に、 「								同 島松本 町1丁目7番 15号	同 島松寿町1丁目及び2丁目、島松本町、島松東町、島松旭町の1丁目から4丁目まで、島松仲町1丁目から3丁目まで、西島松、下島松の一部（南17号以南）、中島松の一部（西4線以西の南17号以南）並びに南島松の一部（西4線以西の南21号以北）	
恵 庭			恵庭市有明町 5丁目1番7 号	恵庭市北柏木町1丁目から5丁目まで（2丁目欠）、福住町1丁目から3丁目まで、柏陽町及び黄金北の1丁目から4丁目まで（2丁目欠）、駒場町及び有明町の1丁目から6丁目まで、桜町、大町、白樺町及び文京町の1丁目から4丁目まで、相生町、緑町、住吉町、末広町、栄恵町、泉町、京町、漁町、新町、本町、黄金町、柏木町、恵央町、幸町、和光町、牧場、戸磯、恵南、島松沢、桜森並びに盤尻			島 松			
				同 恵み野東1丁目から東7丁目まで、恵み野西1丁目から西6丁目ま						

を
「

に改める。